

社会福祉法人十字会 役員等に対する報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十字会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二二条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に別表3のとおり、報酬及び費用弁償額を支給する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として任期を満了、または円満に辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び賞与については、別表1に定めた額を上限とする。
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬、賞与及び退職手当は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、20日締め当月末日支給とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前銀行営業日とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、当該月末日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月の定時評議員会の承認を受けて、平成29年4月1日より遡及施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	年額15,000,000円以内

別表2 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数

※上記在任年数は、1か年単位とし、端数は月割りとする。また在任年数は、職員としての退職手当支給対象期間を除く。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表3 (非常勤役員等の報酬及び費用弁償額)

	日 額
報酬 (宿泊を伴う場合)	10,000円 (15,000円)
費用弁償額 (宿泊を伴う場合の宿泊費)	3,000円～5,000円 (20,000円)